

令和6年度第1回川口市緑化対策委員会議事概要

日 時 令和6年10月3日(木)

(開会:午後2時20分 閉会:午後3時15分)

会 場 第一本庁舎5階 501会議室

出席者 委員 ◎阿部 伸太 江村 薫 早坂 恵美子
稻垣 裕一 吉岡 慎吾 小林 智津子
町田 治子 吉野 修弘 杉崎 智子
佐藤 貴広 九十九 和彦 白井 精一
新井 誠
(◎会長)

幹 事 技監兼都市計画部長 佐藤 貴彦
都市計画部次長兼みどり課長 松嶋 広昌
建設部公園課長(代理) 芦澤管理係長

傍聴者 1名

開 会

幹 事 挨拶(技監兼都市計画部長)

事務局 新任委員の紹介
本日の出席状況(委員13名出席)を報告
「川口市緑化対策委員会条例」に基づき本会議の成立について宣言

会長及び副会長の選出

会長 阿部 伸太 委員
副会長 寺山 樹生 委員

会 長 挨拶

事務局 配布資料の確認。会議録作成のため録音機の設置を報告し、会長に議事録署名委員の指名を依頼。

会 長 議事録署名委員として稻垣委員を指名。

事務局 傍聴希望者1名の入場。条例の規定に基づき議事の進行を会長にお願いする。

- 議 長 「議題（1）川口市緑化基準要綱の改正について」事務局に説明を求める。
- 事 務 局 資料1－1～3に基づき、説明する。
- 議 長 ただいまの議題に関して、質問等はあるか。
- 委 員 文書の提出が義務化されているとあるが、これは緑化の基準についても義務ということか。
- 事 務 局 緑化計画の届出が義務であり、緑化の基準を満たせない場合でも罰則はない。できる限り基準を満たす緑化をするよう指導しており、9割近くが基準を満たしている。
- 委 員 建築する際の緑化の基準ということだが、その後の維持管理は建築主がその義務を負うのか。
- 事 務 局 その通りである。
- 委 員 植栽状況について市でその後チェックはしているのか。
- 事 務 局 緑地を設置した際に完了検査をしているが、年間100件近くの届出があり、数年後のチェックは行っていない。他の検査等の際に適宜巡回しており、多くが緑地を適正に維持しているように見受けられる。
- 委 員 近隣に倉庫等が多くあるが、緑地に関してあまり適正な維持管理がされていないように思う。緑地の維持管理についての助成はないのか。
- 事 務 局 今後の課題として認識させていただく。
- 議 長 市で定めている緑の基本計画の中で、まちなかの緑の保全策として助成を行う等の人為的な仕掛けをどの程度まで設けるのかという議論にもつながるが、まちなかの緑の保全には公共だけでなく市民の協力も必要である。今後計画の見直しが必要となる際には、まちなかの緑の保全策についてアイデアがあれば引き続き助言いただければと思う。
- 委 員 資料1－3の定義は何かを参考に策定されたものか。
- 事 務 局 他自治体や国の指針等を参考に策定している。
- 委 員 例えば生け垣等について1m当たり3本とあるが、具体的な数字が規定されている点が気になる。ある事象について行政が定義づけすることで他の事象に予期しない問題が生じることもあると思うが問題はないか。
- 事 務 局 目安として示している数字であり、樹種によって適量は異なるため、緑化計画の相談を受けた際には実情に即した指導を行っている。

また、基準を設けなければその時々によって指導内容が異なるといった場合たり的な事務手続きが生じかねないため、1つの指標として本要綱上での規定としたものである。

議 長 今日はすでに改正した内容の報告であるため、引き続き見直し等の際に備えて、各々気になる点や改正案を検討していただければと思う。
他になにがあるか。

委 員 資料1－3の1ページの赤字部分について、優良郊外型住宅と流通業務等施設についてはなぜ緑化基準要綱の対象外なのか。

事 務 局 都市計画上の技術的な話となるが、優良郊外型住宅と流通業務等施設については市街化調整区域内における特例的な開発行為であり、ここで定める通常の緑化計画より厳しい内容の緑化が必要とされるものである。そのため、それぞれ独自の緑化基準要綱を定めており、本緑化基準要綱は対象外となっている。

議 長 他にないようなので続いて、「議題（2）第2次緑の基本計画の進捗管理について」事務局に説明を求める。

事 務 局 資料2に基づき説明する。

議 長 緑の基本計画では様々なタイプの緑の保全方針等が定められており、現在それぞれどういう進捗状況かという報告であったが、なにか質問等はあるか。

委 員 資料2の最終ページについて、市内の南北で緑の量の差が大きい印象だが、緑の少ない南部の緑の保全や緑化の推進の方針はどういった内容となっているか。

事 務 局 緑の基本計画63ページ以降に地域別の緑の方針が記載しており、その内容に沿って進めている。

議 長 他にあるか。

委 員 木漏れ日のあるまちづくりをするということは重要な視点であると考えており、緑の基本計画にはそういった内容の記載がない。道路上の電線が障害となり街路樹を強剪定せざるを得ず、まちなかに木漏れ日の空間が作れていないように感じる。国も無電柱化推進計画を定めている。市内の無電柱化による良好な街路樹の育成という視点が必要と考える。

議 長 今回は現在の緑の基本計画についての報告があるので見直し時期がきたら検討が必要である。

ご意見いただいたお二人ともまちなかの緑をどうしていくかという視点であったので、その点について注視して検討していければと思う。

他にないようなので続いて、「議題（3）保全緑地の指定解除について」事

務局に説明を求める。

事務局 資料3に基づき説明する。

議長 民地ということもあり諸事情により保全緑地が指定解除となってしまったという報告であるが質問等あるか。

特にないようなので続いて、「議題（4）森林（もり）の里親協定（かわぐち・たてしなの森）の締結について」事務局に説明を求める。

事務局 資料4に基づき説明する。

議長 なにか質問等あるか。

委員 期間は定めているか。

事務局 単年度で森林整備を行っていく予定だが、今後4年間は実施する予定である。その後は立科町と協議し進めていく。

議長 他にないようなので、全体をとおしてご意見等あるか。
特にないようなのでこれですべての議題について終了とする。

閉会

以上